

第〇〇条（死後の事務処理に関する委任契約）

1 甲は、乙に対し、死後の次の事務を委任する。

(1) 甲の生前に発生した乙の本件後見事務に関わる
債務の弁済

(2) 入院保証金，入居一時金その他残債権の受領

(3) 甲の葬儀，埋葬，永代供養，年忌法要を主宰す
ること

(4) 相続財産管理人の選任の申立て

2 乙は，相続財産の額を考慮し，相当な額を，前項

(3)の費用として，甲の財産からあらかじめ受け取る
ことができる。